

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟コンベンションセンター等条例（平成13年新潟県条例第80号）第15条、新潟県万代島駐車場条例（平成13年新潟県条例第31号）第10条及び新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第20条の2の6の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 新潟コンベンションセンター

- (ア) 新潟コンベンションセンターの運営に関する業務
- (イ) 新潟コンベンションセンターの使用の承認に関する業務
- (ロ) 新潟コンベンションセンターの使用承認の取消し等に関する業務
- (ハ) 新潟コンベンションセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (ニ) その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

イ 新潟県万代島駐車場

- (ア) 駐車場の運営に関する業務
- (イ) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ロ) その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

ウ 新潟港万代島緑地

新潟港万代島緑地の維持管理に関する業務

(2) 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）であることとし、個人での応募は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。

申請者（共同体の構成員を含む。）は、以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就任していないこと。
- (3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）
- (4) 県から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 県税等を滞納していないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- (9) 申請者及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (10) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係

電話 025-280-5463（直通）、FAX 025-280-5089

(2) 募集要項の交付方法

新潟県交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係で交付するほか、新潟県交通政策局港湾振興課ホームペ

ージからも入手が可能である。

(3) 申請書類の提出期限

平成26年10月14日（火）から平成26年10月17日（金）まで

4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に違反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。